

令和6年度

予算概要説明資料

東三河広域連合

1. ◎印は、新規事業を示す。
2. 数字等多少変更することもある。
3. 項目欄の（ ）書きは所管課（問合先）を示す。

目 次

○ 令和6年度東三河広域連合予算のあらまし	1
○ 一般会計	
総括表	4
重点事業の概要	5
○ 介護保険特別会計	
総括表	16
重点事業の概要	17

(注) 各項目の数値は表示単位未満を四捨五入で処理しているため、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

令和6年度東三河広域連合予算のあらまし

国の経済情勢は、コロナ禍が明け、社会経済活動の正常化が進み、緩やかに回復している一方で、物価高騰等の影響により先行きに対する不透明感は依然強く、地方財政においても、社会保障や施設保全等の経費は着実に増加し、引き続き厳しい財政運営を強いられる見通しとなっています。こうした認識のもと、本広域連合においては、財源の大部分が構成市町村からの負担金であることを重く受け止め、効果的・効率的な支出を意識し、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう、職員一人ひとりが知恵を出すとともに組織が一体となって事務執行に努めてまいります。

令和6年度予算編成にあたっては、介護保険事業を始めとした共同処理事務の着実な実施とともに、人口減少社会への対応策である「第2期東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策展開など、以下の事業を重点的に実施します。

〈重点事業〉

■住民サービスの向上及び事務の効率化を図る共同処理事務の実施

- ・消費生活事業
 - 消費者啓発事業
- ・介護保険事業
 - 重層的支援体制整備事業 ○介護人材確保支援事業
 - 家族介護者リフレッシュ事業 ○中山間地域対策事業
 - 地域支援事業
- ・障害福祉事業
 - 障害支援区分認定審査会事業

■地方創生につながる広域連携事業の推進

- ・魅力と活力を創造する広域連携事業
 - ICTを活用した魅力発信事業 ○東三河ブランド推進事業
 - ほの国こどもパスポート事業
- ・山村都市交流拠点施設整備事業
- ・◎新たな広域連携調査研究

〈会計別予算〉

会 計 名	令 和 6 年 度		令 和 5 年 度		差 引	
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	増減率 (%)
一 般 会 計	10,651,600	15.7	10,471,300	15.7	180,300	1.7
介護保険特別会計	57,110,000	84.3	56,346,000	84.3	764,000	1.4
合 計	67,761,600	100	66,817,300	100	944,300	1.4

一 般 会 計

総括表

一 般 会 計

(歳入)

款	令和6年度		令和5年度		差 引	
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	増減率 (%)
1 分担金及び負担金	9,554,581	89.7	9,130,557	87.2	424,024	4.6
2 国庫支出金	551,822	5.2	348,489	3.3	203,333	58.3
3 県支出金	321,951	3.0	918,332	8.8	△596,381	△64.9
4 寄附金	1,600	0.0	1,500	0.0	100	6.7
5 繰入金	216,379	2.0	66,939	0.6	149,440	3.2倍
6 繰越金	1	0.0	1	0.0	0	—
7 諸収入	5,266	0.0	5,482	0.1	△216	△3.9
歳入合計	10,651,600	100	10,471,300	100	180,300	1.7

(歳出)

款	令和6年度		令和5年度		差 引	
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	増減率 (%)
1 議会費	10,352	0.1	10,136	0.1	216	2.1
2 総務費	152,240	1.4	152,389	1.5	△149	△0.1
3 事業費	10,487,780	98.5	10,307,547	98.4	180,233	1.7
4 公債費	728	0.0	728	0.0	0	—
5 予備費	500	0.0	500	0.0	0	—
歳出合計	10,651,600	100	10,471,300	100	180,300	1.7

重点事業の概要

《住民サービスの向上及び事務の効率化を図る共同処理事務の実施》

○消費者啓発事業（P11）	事業費 2,546千円
---------------	----------------

様々な年齢層に応じた消費者啓発を実施し、消費者トラブルに対する意識の向上を図ります

【概要説明】

年々複雑化・多様化する消費者トラブルを未然に防ぐため、悪質商法に対する知識や対処法を身に付けるための動画配信や講座開催など若年層から高齢者まで幅広い年齢層に応じた様々な消費者啓発を実施し、消費者意識の向上を図ります。

＜事業内容＞

- ・若年層向けには、啓発動画をYouTube配信するほか、SNSを活用した啓発を実施します。
- ・高齢者向けには、楽しみながら学べる出前講座で新たに啓発グッズを配布することで、これまで以上に消費者問題に対する意識を高めていきます。

○重層的支援体制整備事業（P12）	事業費 895,565千円
-------------------	------------------

構成市町村が実施する重層的支援体制整備事業に必要な予算措置を行います

【概要説明】

住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、高齢者、障害者、子育て世帯、生活困窮者など、属性の垣根を越えた支援体制を構築するために構成市町村が実施する重層的支援体制整備事業について、高齢者分野における必要な予算措置を行います。

＜予算措置＞

- ・高齢者分野の支援体制等については、介護保険事業の中で本広域連合から構成市町村への委託事業として実施されており、構成市町村の一部が本事業に移行する場合も、高齢者分野に限り、実施主体（交付金の受入先等）は引き続き本広域連合が担います。

＜対象市町村＞

- ・豊橋市、豊川市、新城市、田原市

＜対象事業＞

- ・地域包括支援センター運営事業、地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業
※事業内容等については、介護保険特別会計の地域支援事業（P20、24）を参照

○障害支援区分認定審査会事業（P12）	事業費 16,810千円
障害支援区分認定審査会の迅速かつ適正な事務執行を図るため、審査会運営体制を強化します	
【概要説明】 障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため設置する障害支援区分認定審査会について、近年増加傾向にある審査案件に適応し、審査会の迅速かつ適正な事務執行を図るため、審査会委員の増員や、審査合議体の増設など審査会運営体制を強化します。 ＜審査会委員数＞ 【変更前】 28名 【変更後】 36名 ＜審査合議体数＞ 【変更前】 4 合議体（1 合議体 7 名） 【変更後】 6 合議体（1 合議体 6 名） ＜審査会開催回数＞ 【変更前】 年間48回（月 4 回） 【変更後】 年間72回（月 6 回）	

《地方創生につながる広域連携事業の推進》

○ICTを活用した魅力発信事業（P13）	事業費 9,597千円
ICTを活用し地域の魅力を効果的に発信します 【概要説明】 東三河各地の景観やグルメ、伝統文化など様々な地域の魅力を、SNS等を活用し地域内外の多くの方に発信することで、東三河に興味を持ってもらうきっかけづくりや、当地域を何度も訪れるリピーター獲得につなげます。 ＜Instagram記事掲載（公式アカウント@higashimikawa）＞ ○時節に合った魅力的な地域資源を素材にフォトジェニックな画像投稿を通年で実施します。 ＜Instagram広告掲載＞ ○東海エリア等のInstagramユーザーをターゲットに、公式アカウントに関する広告を配信し、フォロワー数の増加を図ります。 （公式Instagram投稿写真・動画、地域PR写真などを活用した広告） ＜東三河の学生による地域PR企画＞ ◎東三河と関わりのある学生等と連携し、参加学生自らのSNSを通じて同世代に向けた訴求力・共感力の高い情報拡散を目指すなど、若年層に向けた魅力発信を強化します。 （SNS活用研修会の開催、地元企業への取材同行など） ＜Instagram投稿ハッシュタグキャンペーン＞ ◎東三河に関する投稿を広くInstagramユーザーに促すハッシュタグキャンペーンを実施します。（指定のハッシュタグを添付し各アカウントに投稿） ＜首都圏プロモーションパートラッピングバス＞ ○首都圏中央線沿線を走行する路線バスの車体の一部に東三河の広告を掲出します。 （令和3年度から継続実施）	

○東三河ブランド推進事業（P13）	事業費 6,000千円
食を中心とした東三河の地域資源について、関係者と一体となったプロモーションを展開し新たな価値の創出を目指します	
【概要説明】 ブランドづくりの担い手育成の観点から、セミナーやワークショップを実施し地域事業者のスキルアップを図ります。併せて、「ほの国東三河マルシェ」を首都圏や名古屋、西三河地域で開催し、地元特産品の販路開拓の支援と合わせ東三河の認知度向上を図ります。 ＜セミナーやワークショップの開催＞ ・東三河ブランドに対する意識の共有、ブランド化に向けたスキルアップ ・生産者や事業者相互の一体感の醸成、異業種交流の促進など ＜食やモノのプロモーション実施＞ ・地域外の集客力の高いショッピングモールや催事スペースにて、事業者自ら東三河特産品を対面で販売します。	

○ほの国こどもパスポート事業（P13）	事業費 3,932千円
ほの国こどもパスポートを活用した公共施設の相互利用により、子ども達の学びの機会を創出するとともに、地域内交流を促進します	
【概要説明】 東三河の全ての児童・生徒に、8市町村の主な公共施設を無料で利用できる、「ほの国こどもパスポート」を配布します。令和6年度は各施設のさらなる利用促進とイベント参加の利便性を高めるため、紙とデジタルを併用したスタンプラリーを開催します。 ＜スタンプラリーの概要＞ ◎紙とデジタルによる選択型スタンプラリーの開催 ・子ども達は、紙かデジタルの参加方法を自分で選んでスタンプラリーに参加します。 ・取得したスタンプ数に応じて地元特産品や図書カードが当たる懸賞に応募できます。 ・デジタルスタンプラリー参加者の動きを分析し、施設のさらなる利用促進やサービス向上に役立てます。	

○山村都市交流拠点施設整備事業（P13）	事業費 162千円
東三河地域全体の振興を目的とした山村都市交流拠点施設の整備に向けた検討を進めます	
【概要説明】 水と森林の恩恵を絆とした上下流交流を推進し、地域外からの人の流れの創出を図る「山村都市交流拠点施設」の整備に向け、関係機関と連携しながら施設機能等の検討を進めるとともに、住民への周知などを通し、施設開設への機運を高めていきます。 ＜ワーキングやワークショップの開催＞ ・民間も交えた施設検討ワーキングや地元高校生を対象としたワークショップを開催します。 ＜地域住民への周知＞ ・広報紙や、ホームページ等を介して事業の進捗状況を周知します。	

◎新たな広域連携調査研究（P13）	事業費 98千円
新たな「東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向け、広域で実施する新たな連携事業の調査研究を行います	
【概要説明】 令和7年度から始まる地方創生に資する新たな計画「第3期東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向け、先進事例の調査など計画に掲げ実施する新規施策や事業の具体化に向けた検討を行います。	

項 目	令 和 6 年 度 予 算		令 和 5 年度予算
	金 額	説 明	
1 議 会 費	千円 10,352	2.1%	千円 10,136
議 会 費	10,352	2.1%	10,136
○議員活動費 (議会事務局)	(△15.7%) 5,137	○本会議の開催等 ・定例会(8月、2月) ・臨時会(5月) ・議員全員協議会 ・議会運営委員会 ・常任委員会(2委員会)	6,092
○議会事務費 (議会事務局)	(29.0%) 5,215	○本会議のインターネット配信 ◎会議録検索システムの導入	4,044
2 総 務 費	152,240	△0.1%	152,389
総務管理費	146,372	△0.2%	146,687
○総務事務費 (総務課)	(14.6%) 54,048	○顧問弁護士報酬 ○「広報ひがしみかわ」の発行 ・年2回(7月、12月) ◎設立10周年記念式典の開催 ◎公式ホームページの再構築 ○内部共回事務システムの管理運営 ○ネットワーク機器等の管理運営	47,175
○会計事務費 (会計課)	(△38.4%) 9,800	◎振込手数料 ◎指定金融機関派出手数料	15,897

項 目	令 和 6 年 度 予 算		令 和 5 年度予算
	金 額	説 明	
3 事 業 費	千円 10,487,780	1.7%	千円 10,307,547
税務事業費	82,618	2.6%	80,513
○滞納整理事業 の推進 (徴収課)	(9.8%) 13,414	○滞納整理事務の実施 ・構成市町村から移管された高額・困難事案 の滞納整理を実施 ・取扱予定件数 1,000件 ・取扱予定額 6億7,650万円 ○滞納整理実務研修・市町村支援事業の実施	12,221
消費生活事業費	79,973	1.6%	78,677
○消費生活相談 体制の充実 (消費生活課)	(1.0%) 69,304	○消費生活相談員（会計年度任用職員） ・指導員 1人 ・相談員 17人 ○消費生活相談員の育成 ○消費生活相談体制の充実	68,588
○消費者啓発事 業の推進 (消費生活課)	(21.8%) 2,546	○消費生活講座の実施 ・消費者教育・啓発活動の充実を図るため、 若者や高齢者などのライフステージに合 わせた消費者教育講座を実施 ◎消費者トラブル未然防止動画配信 ◎高齢者向け啓発グッズの配布 ○消費者啓発推進事業補助金 100千円 ・消費者啓発活動にかかる経費の一部を助 成	2,090

項 目	令 和 6 年 度 予 算		令 和 5 年度予算
	金 額	説 明	
一般旅券事業費	千円 36,664	21.8%	千円 30,100
○一般旅券の発給申請の受理等の実施 (旅券センター)	(21.8%) 36,664	○一般旅券の発給申請の受理や交付等の業務	30,100
福祉事業費	10,260,469	4.8%	9,794,987
○介護保険事業の実施 (介護保険課)	(4.7%) 10,226,114	○介護保険特別会計繰出金 9,328,349千円 ○社会福祉法人等利用者負担軽減事業補助金 2,200千円 ・社会福祉法人等が生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減を行った場合に、その一部を助成 ○重層的支援体制整備事業 895,565千円 ・地域共生社会の実現のために構成市町村が実施する重層的支援体制整備事業に対応するため、必要な予算措置を行う	9,769,041
○監査指導事業の推進 (監査指導課)	(3.3%) 17,545	○社会福祉法人指導監査の実施 ・66法人(令和6年4月1日時点見込み)	16,982
○障害支援区分認定審査会の運営 (障害福祉課)	(87.5%) 16,810	○障害支援区分認定審査会の運営 ・開催回数：年72回 ・審査件数：2,601件(見込み) ◎会計年度任用職員(2人)の配属	8,964

項 目	令 和 6 年 度 予 算		令 和 5 年度予算
	金 額	説 明	
都市計画事業費	千円 1,292	△99.3%	千円 182,508
○航空写真撮影等 の実施 (都市計画課)	(△99.3%) 1,292	○都市計画基本図等の公共測量成果の提供	182,508
広域行政推進事業費	26,764	△81.0%	140,762
○広域連携事業費 (総務課)	(1.7%) 21,878	○ I C Tを活用した魅力の発信 ・公式インスタグラムやW E Bメディアでの情報発信 ・東三河の学生による地域 P R企画 ・インスタグラム投稿ハッシュタグキャンペーン ○東三河ブランド推進事業 ・関係者と一体となったトータルプロモーションの展開 ○ほの国こどもパスポート ・スタンプラリー実施 (32施設) ・デジタルスタンプラリー形式の導入	21,502
○地方創生事業費 (総務課)	(△21.1%) 4,626	○地域産業を担う人材育成の支援 ・東三河ビジネスプランコンテスト開催 ○若い世代の転出の抑制・若者等の人材還流 ・ S N Sを活用した情報発信 ・地域外での合同説明会等への出展支援	5,865
○山村都市交流拠点施設整備事業費 (総務課)	(△99.9%) 162	○山村都市交流拠点施設整備事業	113,395
◎広域連携調査研究費 (総務課)	(皆増) 98	◎新たな広域連携調査研究	0

介 護 保 険 特 別 会 計

総括表

介護保険特別会計

(歳入)

款	令和6年度		令和5年度		差 引	
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	増減率 (%)
1 保 険 料	12,244,000	21.4	12,363,000	21.9	△119,000	△1.0
2 使用料及び手数料	1,926	0.0	3,693	0.0	△1,767	△47.8
3 国 庫 支 出 金	11,992,743	21.0	12,238,777	21.7	△246,034	△2.0
4 支 払 基 金 交 付 金	14,618,672	25.6	14,480,754	25.7	137,918	1.0
5 県 支 出 金	7,796,005	13.7	7,833,447	13.9	△37,442	△0.5
6 財 産 収 入	5,300	0.0	5,300	0.0	0	—
7 繰 入 金	10,415,844	18.2	9,382,599	16.7	1,033,245	11.0
8 繰 越 金	1	0.0	1	0.0	0	—
9 諸 収 入	35,509	0.1	38,429	0.1	△2,920	△7.6
歳 入 合 計	57,110,000	100	56,346,000	100	764,000	1.4

(歳出)

款	令和6年度		令和5年度		差 引	
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	増減率 (%)
1 総 務 費	1,755,355	3.1	1,261,078	2.2	494,277	39.2
2 保 険 給 付 費	52,281,092	91.5	51,807,000	91.9	474,092	0.9
3 地域支援事業費	3,030,452	5.3	3,234,821	5.7	△204,369	△6.3
4 基 金 積 立 金	5,000	0.0	5,000	0.0	0	—
5 諸 支 出 金	28,101	0.0	28,101	0.0	0	—
6 予 備 費	10,000	0.0	10,000	0.0	0	—
歳 出 合 計	57,110,000	100	56,346,000	100	764,000	1.4

重点事業の概要

《介護保険事業の推進》

○介護人材確保支援事業（P23）	事業費 40,336千円
介護人材の「確保」、「定着」、「育成」に重点を置いた事業を展開します	
【概要説明】 東三河地域における介護人材の確保・定着を支援するため、民間のノウハウを活用した介護事業所と介護人材をつなぐ取組を実施するほか、介護分野における専門資格取得の支援、シニア人材の活用促進に向けた講座の開催、働きやすい職場環境に向けた取組など介護人材の育成にも力を注ぎます。 ■介護人材の活用促進 ＜事業概要＞ 人材派遣等の民間ノウハウを活用して、介護に関する資格等を持たない者（無資格・未経験者）と介護事業所をつなぐ、介護人材マッチングを引き続き実施します。 ＜業務内容＞ ・無資格・未経験者を受託者が雇用し、介護に関する研修を実施 ・受託者は無資格・未経験者を介護保険施設等に派遣 ・無資格・未経験者が実務に従事することで、介護業務に必要な知識・技術を習得 ・無資格・未経験者本人と施設等が希望した場合は直接雇用につなぐこと（人材マッチング）で、介護分野における新たな雇用を創出 ■介護支援専門員の資格取得支援 ＜事業概要＞ 介護支援専門員（ケアマネジャー）及び主任介護支援専門員の有資格者を確保し、安定した介護サービスを提供するため、介護支援専門員の資格を取得する際の研修受講料や有資格者で研修再受講が必要な場合の受講料のほか、主任介護支援専門員の資格を取得する際の研修受講料を補助します。 ＜補助対象者＞ ○介護支援専門員実務研修修了者、○再研修修了者、 ○主任介護支援専門員研修修了者 ※資格取得後に東三河の事業所で勤務する者 ＜補助額＞ ○定額3万円（介護支援専門員実務研修）、○定額2万2千円（再研修）、 ○定額3万円（主任介護支援専門員研修）	

■シニア人材の活用促進に向けた講座の実施

<事業概要>

東三河地域に所在する福祉専門学校と連携の下、主に60代の高齢者を対象とした講座を開催し、介護予防や健康づくりに対する意識の醸成、介護に必要な知識の習得により、介護現場でボランティアや職員として働くことのできる人材を育成します。

<対象者>

概ね60歳以上の者

<開催場所>

田原会場、豊川会場、北部圏域会場

■介護事業所管理者向け介護人材育成支援研修の実施

<事業概要>

介護事業所の管理者向けにワークショップ形式による研修を開催し、職員の育成や働きやすい職場環境の構築を支援します。

<対象者>

東三河地域に所在する介護事業所の管理者等 25名程度

■介護職員初任者研修の受講支援

<事業概要>

介護事業所で就労するために資格取得を希望する者等を支援するために、介護職員初任者研修の受講料を補助します。また、本制度の活用後、介護事業所において1年以上継続勤務した者に対して就労支援補助金を交付します。

<補助対象者>

①介護職員初任者研修受講支援補助金

介護職員初任者研修修了者（過去にこの補助金の交付を受けていない者で、東三河8市町村に住民登録があり、他の機関等から補助金の交付を受けていない者）

②介護職員就労支援補助金

①の補助金を受けた者で、介護職員初任者研修受講後1年以内に東三河地域に所在する介護事業所に新たに就労し、1年以上継続勤務した者

<補助額>

①上限3万円（研修受講に係る経費のうち受講料、実習費、テキスト代）補助率10/10

②定額2万円

■高齢者疑似体験セットの貸出

<事業概要>

高齢者疑似体験セットを活用し、高齢者の身体的機能変化や心理的变化を体験してもらうことで、幅広い世代向けに高齢者への理解を深める機会を創出します。

<対象者>

小学校、中学校、地域住民、介護事業者 など

○家族介護者リフレッシュ事業（P23）	事業費 29,820千円
家族介護者の心身の負担を軽減できるよう、休息やリフレッシュにつながる機会を増やします	
【概要説明】 家族介護者の精神的・肉体的負担の軽減を目的として、東三河の温泉施設等利用料の助成を行います。本事業による施設等の利用を通じ、介護者の心身のリフレッシュを図ることで、介護へのモチベーション維持を促し、在宅介護の継続につなげます。 ■家族介護者のリフレッシュ機会を創出 ＜助成対象者＞ 次の要件に該当する要介護者と同一世帯（住民登録上）で、同居して介護する家族1名 ＜助成対象者が介護する要介護者の要件＞ ①東三河8市町村に住民登録がある者 ②要介護1～5の在宅者（居住系施設に入居しておらず、在宅で介護を受けている者） ③要件への該当期間として、①②の要件に前年度の1年間該当する者 ※前年度に3か月以内の施設利用は可 ＜助成額＞ 6千円（要介護者1名につき） ＜助成券利用対象施設＞ 東三河に所在する温泉利用許可施設及び公衆浴場等のうち本事業に参加する施設 ◎助成券利用対象施設の拡充	

○中山間地域対策事業（P23）	事業費 38,400千円
中山間地域における介護サービスの事業継続・充実のための支援を行います	
【概要説明】 中山間地域（新城市鳳来地区・作手地区、設楽町、東栄町、豊根村）において、居宅サービスが提供される体制を維持するとともに新たな事業者の参入を促すため、中山間地域の住民に対して居宅サービス等を提供する事業者を支援します。 ■中山間地域居宅サービス事業者等への支援 ＜事業概要＞ 中山間地域で居宅サービス等を提供する介護事業者に対し、毎月の訪問実績や送迎実績に応じて運営支援金を交付します。 ＜補助対象者＞ 中山間地域に居住する高齢者に居宅サービス等を提供する介護事業者（訪問系サービス事業者、◎通所系サービス事業者、◎居宅介護支援事業者） ＜補助額＞ 距離や訪問回数、送迎回数に応じて算定	

○地域支援事業（P24）	事業費 3,030,452千円
要介護状態等となることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業を充実します	
【概要説明】 構成市町村が地域の実情に合わせた地域支援事業の更なる充実を図ります。 ※以下、「主な充実内容」は、重層的支援体制整備事業（一般会計）で実施するものも含む。 ■一般会計繰出金（重層的支援体制整備事業費） 地域共生社会の実現のために市町村が実施する「重層的支援体制整備事業」に対応できるよう、実施市（豊橋市、豊川市、新城市、田原市）の高齢・介護分野における相談体制等の予算措置を行います。 ＜予算措置の内容＞ 本事業の対象経費及びその財源については、一般会計での計上が必要なことから、実施市分の「地域包括支援センター運営事業費」、「地域介護予防活動支援事業費」、「生活支援体制整備事業費」を、介護保険特別会計の地域支援事業費から一般会計の重層的支援体制整備事業費へ移行するため、介護保険料など必要な財源を一般会計へ繰り出します。 ■地域包括支援センター体制の充実（地域包括支援センター運営事業費） 保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援するため、センター体制の充実を図ります。 ＜主な充実内容＞ ○センター職員を増員（豊川市3名増員、田原市1名増員）、○センター職員人件費単価等を増額（田原市） ■介護予防活動の推進（介護予防普及啓発事業費、地域介護予防活動支援事業費） 健康で自立した高齢者を増やすため、加齢とともに心身が虚弱となった状態（フレイル状態）にある高齢者への対策など、高齢者自身が生活機能を維持しながら、様々な形で地域や社会とのつながりを持ち続けられるよう介護予防活動を推進します。 ＜主な充実内容＞ ◎口腔機能向上等を目的とした講座のYouTube配信（豊橋市）、◎健康寿命延伸を目的とした講座の開催（豊川市）、◎介護予防の知識を普及するための認知症スクリーニング検査の実施（田原市）、◎ICT機器活用を含めた介護予防教室の開催（東栄町）、○フレイル予防を目的とした教室の開催（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町） ■自立支援活動の推進（生活支援体制整備事業費） ボランティア、NPO、民間企業などの多様な主体による生活支援サービスの提供体制を整備するほか、高齢者が社会参加できる地域づくりを推進します。 ＜主な充実内容＞ ◎元気な高齢者を就労に結びつけるための就職フェアの開催（蒲郡市）、◎ご近所サポーター（仮称）を養成（新城市）、◎生活支援コーディネーターの増員（設楽町）◎高齢者の知恵や経験を地域で継承していく「ちいきの学校」の展開（東栄町）、○独居高齢者等の村外居住家族との連絡調整の強化（豊根村）	

■認知症施策の推進（認知症総合支援事業費、認知症サポーター養成事業費）

認知症の方やその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症に関する正しい理解を促進するとともに、医療と介護の連携強化等による地域の支援体制を構築します。

＜主な充実内容＞

◎オレンジリング、バッジ関連経費を増額（豊橋市、田原市）、◎認知症初期集中支援チーム員の増員（豊橋市）、○チーム活動の打合せや勉強会などを行いチームオレンジ活動を支援（新城市）、○認知症カフェを新設等（新城市、設楽町）、◎本人発信を行う場の提供等（蒲郡市、新城市、田原市）、○東三河ほいっぷネットワークを活用して支援チームの活動を促進（豊根村）

項 目	令 和 6 年 度 予 算		令 和 5 年度予算																																																																
	金 額	説 明																																																																	
介護保険特別会計 (介護保険課・徴収課・監査指導課)	千円 57,110,000	1.4%	千円 56,346,000																																																																
○保険料	(△1.0%) 12,244,000	・ 総人口 738,948人 ・ 高齢者人口 209,291人 ・ 高齢化率 28.3% ・ 認定者数 (65歳以上) 34,054人 ・ 認定率 16.3% ※第9期介護保険事業計画における令和6年推計値	12,363,000																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 者</th><th>所得段階</th><th>保険料率</th><th>保険料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 生活保護を受けている方 ・ 老齢福祉年金を受けている方で、世帯全員が市町村民税非課税の方 ・ 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が 80 万円以下の方</td><td>第 1 段階</td><td><u>0.285</u></td><td>16,860 円</td></tr> <tr> <td>・ 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が 80 万円を超え、120 万円以下の方</td><td>第 2 段階</td><td><u>0.485</u></td><td>28,692 円</td></tr> <tr> <td>・ 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が 120 万円を超える方</td><td>第 3 段階</td><td><u>0.685</u></td><td>40,524 円</td></tr> <tr> <td>・ 本人が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が 80 万円以下の方</td><td>第 4 段階</td><td>0.85</td><td>50,286 円</td></tr> <tr> <td>・ 本人が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が 80 万円を超える方</td><td>第 5 段階 (基準額)</td><td>1.0</td><td>59,160 円</td></tr> <tr> <td>・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方</td><td>第 6 段階</td><td>1.2</td><td>70,992 円</td></tr> <tr> <td>・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方</td><td>第 7 段階</td><td>1.3</td><td>76,908 円</td></tr> <tr> <td>・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方</td><td>第 8 段階</td><td>1.5</td><td>88,740 円</td></tr> <tr> <td>・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方</td><td>第 9 段階</td><td>1.7</td><td>100,572 円</td></tr> <tr> <td>・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方</td><td>第 10 段階</td><td>1.8</td><td>106,488 円</td></tr> <tr> <td>・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方</td><td>第 11 段階</td><td>1.9</td><td>112,404 円</td></tr> <tr> <td>・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方</td><td>第 12 段階</td><td>1.95</td><td>115,362 円</td></tr> <tr> <td>・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 720 万円以上 820 万円未満の方</td><td>第 13 段階</td><td>2.0</td><td>118,320 円</td></tr> <tr> <td>・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 820 万円以上 1,000 万円未満の方</td><td>第 14 段階</td><td>2.2</td><td>130,152 円</td></tr> <tr> <td>・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上の方</td><td>第 15 段階</td><td>2.4</td><td>141,984 円</td></tr> </tbody> </table> ※第1段階から第3段階までについては、公費負担軽減強化後の保険料率を記載しています。				対 象 者	所得段階	保険料率	保険料額	・ 生活保護を受けている方 ・ 老齢福祉年金を受けている方で、世帯全員が市町村民税非課税の方 ・ 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が 80 万円以下の方	第 1 段階	<u>0.285</u>	16,860 円	・ 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が 80 万円を超え、120 万円以下の方	第 2 段階	<u>0.485</u>	28,692 円	・ 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が 120 万円を超える方	第 3 段階	<u>0.685</u>	40,524 円	・ 本人が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が 80 万円以下の方	第 4 段階	0.85	50,286 円	・ 本人が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が 80 万円を超える方	第 5 段階 (基準額)	1.0	59,160 円	・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方	第 6 段階	1.2	70,992 円	・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	第 7 段階	1.3	76,908 円	・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	第 8 段階	1.5	88,740 円	・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	第 9 段階	1.7	100,572 円	・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	第 10 段階	1.8	106,488 円	・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	第 11 段階	1.9	112,404 円	・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	第 12 段階	1.95	115,362 円	・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 720 万円以上 820 万円未満の方	第 13 段階	2.0	118,320 円	・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 820 万円以上 1,000 万円未満の方	第 14 段階	2.2	130,152 円	・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上の方	第 15 段階	2.4	141,984 円
対 象 者	所得段階	保険料率	保険料額																																																																
・ 生活保護を受けている方 ・ 老齢福祉年金を受けている方で、世帯全員が市町村民税非課税の方 ・ 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が 80 万円以下の方	第 1 段階	<u>0.285</u>	16,860 円																																																																
・ 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が 80 万円を超え、120 万円以下の方	第 2 段階	<u>0.485</u>	28,692 円																																																																
・ 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が 120 万円を超える方	第 3 段階	<u>0.685</u>	40,524 円																																																																
・ 本人が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が 80 万円以下の方	第 4 段階	0.85	50,286 円																																																																
・ 本人が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が 80 万円を超える方	第 5 段階 (基準額)	1.0	59,160 円																																																																
・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方	第 6 段階	1.2	70,992 円																																																																
・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	第 7 段階	1.3	76,908 円																																																																
・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	第 8 段階	1.5	88,740 円																																																																
・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	第 9 段階	1.7	100,572 円																																																																
・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	第 10 段階	1.8	106,488 円																																																																
・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	第 11 段階	1.9	112,404 円																																																																
・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	第 12 段階	1.95	115,362 円																																																																
・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 720 万円以上 820 万円未満の方	第 13 段階	2.0	118,320 円																																																																
・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 820 万円以上 1,000 万円未満の方	第 14 段階	2.2	130,152 円																																																																
・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上の方	第 15 段階	2.4	141,984 円																																																																

項 目	令 和 6 年 度 予 算		令 和 5 年度予算
	金 額	説 明	
○総務管理費	千円 (88.6%) 836,918	○一般管理費 836,918千円 ○一般管理事務費 604,806千円 ◎介護保険システムの標準化 介護保険システムを国の定める標準仕様に準拠したシステムへ更新（令和7年度更新予定） ・債務負担行為設定額：130,700千円	千円 443,686
○総務事業費	(12.4%) 918,437	○介護保険事務費 790,717千円 ○介護認定審査会事務費 60,598千円 ・電子審査会の実施 ○地域包括ケア推進費 127,720千円 ○介護人材確保支援事業費 40,336千円 ・介護人材の活用促進の実施 ・介護支援専門員の資格取得支援 ・シニア人材の活用促進に向けた講座の実施 ・介護事業所管理者向け介護人材育成支援研修の実施 ・介護職員初任者研修の受講支援 ・高齢者疑似体験セットの貸出 ○家族介護者リフレッシュ事業費 29,820千円 ・家族介護者のリフレッシュ機会を創出 ○中山間地域対策事業費 38,400千円 ・中山間地域居宅サービス事業者等への支援 ◎通所系サービス事業者、居宅介護支援事業者 ○家族介護用品給付事業費 19,164千円 ・重度の要介護者を在宅で介護する低所得世帯を対象に介護用品券を支給	817,392
○保険給付費	(0.9%) 52,281,092	○介護サービス給付事業費 47,585,244千円 ○介護予防給付事業費 2,065,383千円	51,807,000

項 目	令 和 6 年 度 予 算		令 和 5 年度予算
	金 額	説 明	
○地域支援事業費	千円 (△6.3%) 3,030,452	○高額介護サービス事業費 1,162,078千円 ○高額医療合算介護サービス事業費 154,486千円 ○特定入所者介護サービス事業費 1,313,901千円 ○介護予防・生活支援サービス事業費 2,208,383千円 ○一般介護予防事業費 103,474千円 ・介護予防普及啓発事業費、地域介護予防活動支援事業費 89,120千円 (うち一般会計繰出金 18,703千円) 介護予防を推進するため、フレイル状態にある高齢者への支援、介護予防教室の開催、住民主体の通いの場を拡充(市町村委託) ○包括的支援事業費 549,167千円 ・地域包括支援センター運営事業費 325,645千円 (うち一般会計繰出金 183,142千円) 地域住民の保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援するため、地域包括支援センターの職員体制を充実(市町村委託) ・生活支援体制整備事業費 57,372千円 (うち一般会計繰出金 14,534千円) 多様な生活支援サービスの提供や高齢者の社会参加を促進するため、協議体や生活支援コーディネーター等を配置(市町村委託) ・在宅医療・介護連携推進事業費 53,680千円 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制を構築するため、地域ケア会議や多職種連携に関連する研修等を実施(市町村委託)	千円 3,234,821

項 目	令 和 6 年 度 予 算		令 和 5 年度予算
	金 額	説 明	
	千円	・ 認知症総合支援事業費 107,679千円 認知症高齢者等が安心して暮らし続けられるよう、認知症ケアの向上や医療と介護の連携強化等による地域の支援体制を構築(市町村委託) ○介護給付等費用適正化事業費 9,860千円 ・ 介護サービス適正実施推進事業費 7,984千円 利用者に対する適切な介護サービスが確保されるよう、居宅介護支援事業者が作成したケアプランについて、訪問調査等による点検や指導を実施 ○地域自立生活支援事業費 155,356千円 ・ グループホーム入居者負担軽減事業費 60,109千円 経済的理由によりグループホームへの入居が困難な方などを対象に、利用者負担の軽減を行う事業所に対する助成を実施	千円